

技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するFAQ（よくある質問）（Ver. 8・令和5年10月30時点版）（追加問）

No.	内容	類型			問	答
		保	幼	認		
新規	研修修了要件		○	○	<p>大学等が開設する通信教育による講座等を受講し、印刷教材等による授業として自主学修とテスト等により単位を取得した場合に、処遇改善等加算Ⅱの研修修了要件の研修時間について算定できるのは、何時間分と考えたら良いのでしょうか。【追加】</p>	<p>大学等が開設する通信教育による講座等を受講した場合には、まずは、当該講座等の開設主体である大学等に、講座等に係る時間数についてお問い合わせください。</p> <p>その上で、大学等において講座等に係る時間数が設定されていない場合には、大学通信教育設置基準等における1単位当たりの授業時間の考え方を踏まえ、1単位の取得につき15時間の研修時間を確保したものと取り扱って差し支えありません。</p> <p>（大学通信教育設置基準等によれば、大学等は、通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野について、通信教育を行うことができるものとされています。この際、通信教育の授業は、印刷教材等による授業により行うことも認められています。）</p>